

事務連絡
平成 30 年 6 月 22 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

平成 29 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）「注射用抗がん剤等の適正使用と残液の取扱いに関するガイドライン作成のための研究」結果について（情報提供）

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、平成 29 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）「注射用抗がん剤等の適正使用と残液の取扱いに関するガイドライン作成のための研究」（研究代表者 昭和大学薬学部教授 加藤裕久）の結果に基づき、別添のとおり「注射用抗がん剤等の安全な複数回使用の要点」を取りまとめましたので、情報提供いたします。併せて、貴管下医療機関において下記の留意事項の周知をお願いいたします。

記

注射用抗がん剤等を複数回使用する場合は、次の点に留意すること。

1. 複数回使用については、微生物学的安全性、品質の安定性の確保に加え、医薬品の取り違えや用量の誤りといった調製上の過誤の防止等に最大限注意すること。
2. そのような医療安全上のリスクを考慮し、高額薬剤を複数回使用する場合には限るなど、各施設において事前に対象薬剤を十分に検討した上で実施すること。